

(様式)

## 会議等速報

令和5年10月26日

件名	令和5年度第1回鹿児島市障害者自立支援協議会	作成課	福祉部 障害福祉課
日時	令和5年8月10日(木) 10時00分～11時50分		
場所	市民福祉プラザ 5階大会議室		
出席者	鹿児島市障害者自立支援協議会委員26名(4名欠席) (学識経験者、医療関係機関、障害者関係団体代表者、公募委員、市職員など)		
市出席者	委員：福祉部長、保健部長、こども未来次長 事務局：障害福祉課、保健支援課、母子保健課、学校教育課		
会次第	1 開会 2 会長、副会長選出 3 報告 (1) 鹿児島市の障害者手帳所持者数 (2) 第四次鹿児島市障害者計画に基づく実施状況及び第五次鹿児島市障害者計画に基づく施策等について (3) 障害福祉計画第6期計画及び障害児福祉計画第2期計画の実施状況について 4 議事 (1) 障害福祉計画第7期計画・障害児福祉計画第3期計画の策定について (2) 障害者等実態調査の実施について 5 その他 (1) 鹿児島市言語としての手話への理解の促進及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例(仮称)(素案)について (2) 障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービス)の利用者負担独自助成について (3) 各専門部会の報告及び定例会からの提言について (4) 自立支援協議会の運営について 6 閉会		
主な意見等	(○：委員、●：事務局) 3(2) 第四次鹿児島市障害者計画に基づく実施状況及び第五次鹿児島市障害者計画に基づく施策等について ○ ヤングケアラーの周知についてですが、実際ヤングケアラーに該当している子ども達にどうやって伝えるのか、ヤングケア等支援相談員の学校への配置はどうするのか、子ども達、教育現場への周知方法の媒体などを教えて下さい。 ⇒● ヤングケアラー支援事業は、今年から支援相談員を1人配置し、取り組みをしています。学校側と連携を図っていく必要がありますので、スクールソーシャルワーカーの方と連携を取りながら、学校側からの気付き等を情報共有していきます。まだ始まったばかりということもあり、子どもたちへの周知も十分ではないですが、チラシ等を配布してまずは知ってもらうところからと考えており、その点については積極的に取り組みを進めております。 ⇒○支援相談員1人では把握が難しいことから、地区ごとに1人配置できるような予算をぜひ検討して頂きたい。また、周知方法等いろんな媒体がありますので、しっかり学校現場や大人である私たちにもしっかりと周知していただいて、子どもたちへの支援、またその苦勞されて家庭での支援が届いてない、障害のある方にこういう支援があるという情報が届くような市の体制づくりをお願いします。  ○ 市として、ヤングケアラーは何人ぐらいいるという実態調査をしているのか。		

⇒● ヤングケアラーの調査については、国の方が実施して、去年県が、県全域の小中高の抽出で実施しました。鹿児島市のデータをいただいて、現在分析している最中ではありますが、一定数はいるという推計結果が出ているので、今後支援を強化していくことが重要だと考えております。全市の実態調査までは至っていないが、今後取組を進めながら検討する必要があると考えている。

○ 実際学校が動くためには、各学校にヤングケアラーがどれくらいいるかということが分からないと動くことができない。ヤングケアラーに相当する児童を把握できるような情報を共有してもらえるとありがたい。個人情報の観点から、こちらから聞けないということもあり、情報が入ってこないののでぜひ情報共有をお願いします。

⇒● 昨年、庁内で情報共有・連携のため庁内会議を立ち上げ、数回研修等を行いました。この会議には教育委員会を始め関係部署が参加しております。ご指摘頂いたとおりヤングケアラーだと自分が気付かないことが1番の課題でもありますので、情報提供を十分しながら啓発を行っていきたいと思います。

○ 手話言語法またはコミュニケーション法と2つ記載がありますが、先日、ろうあ協会で話し合った内容で、やはり手話と情報コミュニケーションは分けていただきたいという意見がたくさん出ています。ぜひこの2つは別に作成していただきたいです。

⇒● 条例については、後ほどご説明する予定であります。

聴覚障害者協会の皆様より、手話の条例と情報コミュニケーションの条例を分けてほしいという意見があったというのは、その通りでございます。手話は独立した言語であるということは認識しておりますが、一方でいろんな障害をお持ちの方が情報コミュニケーションでお困りであるということも大切な視点だと考えております。我々としてはこの2つを一体的に進めていくことで、共生社会の実現がなされていくのではと考えております。条例の中で、手話と情報コミュニケーションの規定は明確に分けつつ、条例としては1本で定めさせていただいたところです。

#### 4 (2) 障害者等実態調査の実施について

○ 調査対象で身体、知的、精神、特に身体は2,200件中の障害の特性に応じて課題が違うと思うのですが、どういう割合なのか教えて頂きたいです。

⇒● 身体の2,200件においては、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由などのそれぞれの所持者数を抽出し、それぞれ割合に応じて発送しております。

#### 5 (1) 鹿児島市言語としての手話への理解の促進及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（仮称）（素案）

○ コミュニケーションと手話と2つに分けるという意味が分かりません。

⇒● 今回の条例に関しましては1つの条例ですが、大きく2つ柱がありまして、1つは手話の理解促進、もう1つは多様な障害におけるコミュニケーションについての利用促進を図っていくという要素があります。手話につきましては、これまでろう者の方が引き継いできた文化的所産ということを我々も受けとめて条例の中に規定をしているところでございます。

⇒○ 知的とか精神とか他の障害の方にも重なってくる部分とかもあるのでしょうか。

⇒● おっしゃる通り、手話だけでなく色々なコミュニケーション手段がありますので、条例の中で規定しまして、他の障害をお持ちの方にも色々なコミュニケーション手段の利用促進を図っていくことが目的となっております。

⇒○ 私たちは、生まれた時から耳が聞こえなくて手話を使っております。聾学校に入って手話を見て覚える生活をしており、私たちは手話がないと生活ができません。皆さんは耳で聞いて情報を得るという生活だと思いますが、私達ろう者には手話がとても必要で、そういった意味で手話は言語であるということになります。

5 (2) 障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）の利用者負担独自助成について

○ 検討するというのは、助成を止めるということなのか、国の基準に合わせる検討ということでしょうか。

⇒● 具体的にどういう在り方で進めていくか、これから検討していくところで、現時点では無料ですが、国に合わせるのか、一部だけ助成は残すのか、そもそも変更するかどうかも含めて、そういったことを検討してまいります。

○ 鹿児島市の状況を見ますと特別支援学級数が増えてきており、特別な支援が必要な子どもが増えてきているのかと思います。利用者数が増えて市の負担が大きくなってきているということもあると思います。

資料で手帳の取得者数が出ていますが、実際、特別支援学級にいる子どもや特別支援学校に入学する子どもでも手帳を取得していない子どもも多数います。今後取得すると思っはいますが、その人数を把握しているか。現在手帳を持っている方がこれだけいるからということでこれだけのサービスが必要だと見込みをするのではなく、現在、放課後等デイサービス等を利用しての子供たちもみなし認定で利用している方も多くいると思いますので、手帳所持者数だけではなく、利用状況など状況把握に努めて欲しい。

⇒● 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス等を利用する中で手帳を持っていない子どももいます。本市においては、学校の先生方の意見書等だけで医者診断書がなくても利用ができ、制度としては利用しやすい状況にはなっていると思います。一方、手帳所持者数の増加に関して、実際手帳を取得していない子どもの具体的な数字を今は持ち合わせていないのですが、療育に対する保護者の方の理解が深まり、ハードルが低くなっているのも1つの理由ではないかと考えております。いただいたご意見を踏まえて、検討してまいります。

5 (3) 各専門部会の報告及び定例会からの提言について

○ 毎月定例会を市内の相談支援事業所で実施しているのですがその中で上がった提言を4つ挙げさせて頂きたいと思います。

① 計画相談における標準モニタリング期間の変更について

② 障害支援区分の認定調査 緊急案件における優先対応

③ アンケートの実施について

④ 外国人の利用者、家族に対する通訳支援について

特に③④については、委員の皆様からのご意見やアドバイスをいただけますと幸いです。

⇒● 提言①について、提言頂きましたとおり、相談支援員の負担等を鑑み、計画案を作成するタイミングと併せてのモニタリング期間変更については、今後、計画案に内容を記載した上で、申立書の提出を省略できることとします。

なお、計画案に記載する際の記入欄や文言については、事務処理上の漏れ等を防ぐため、統一させていただきたいと思いますので、検討したうえで、あらためて市より通知させていただきます。

また、一度支給決定がなされた後のモニタリング期間の変更については、従来通り、モニタリング期間の変更についての申立書のみを提出することとなりますので、よろしく申し上げます。

提言②に関して、障害支援区分については、障害福祉サービスに係る介護給付費等の支給決定にあたって、サービスの種類や支給量の決定に必ず必要となります。

この区分が認定されるまでの流れを、国は明確に定めており、最終的には区分認定審査会において決定されますが、審査するための資料としまして、医師の意見書や調査員による調査票が必要となります。

医師意見書や調査票は、申請者や医療機関のご事情もあって、時間を要するケースが多くありますし、当該資料の提出後も記載内容や記載漏れ等を病院に確認した

り、調査内容と医師意見書の整合性を確認したりすることに加えまして、システムへの入力作業や、個人情報判別できないように処理した審査会資料の印刷作業等が必要となります。

また、準備が整った審査会資料を各委員へ審査会開催日の2週間から3週間前には送付し、審査していただいておりますことから、申請書提出から障害支援区分認定まで、2ヶ月から3ヶ月を要しているところです。

なお、これまでも急ぎの支給決定が必要との相談があった場合は、審査会委員への資料発送を早められるよう努めているところでございますので、今後もそのような事案がある際には、担当者へご相談をお願いします。

⇒○ ③についてやはり、相談支援員が訪問して直接聞くことが1番声を拾いやすいですが、もっといい方法もあるのかなと思います。

④に関しては、市の課題なのか、県全体の課題なのかと思うと県の協議会に出してみるのも必要なのかと思います。

#### 5(4) 自立支援協議会の運営について

⇒○ 全体会議と部会の縦の連携強化、部会と定例会の横の連携強化を期待しております。運営会議についてはあきらめておらず、総合支援法の改正によって、令和6年4月から協議会の活性化が表記されています。協議会の活性化、発展のためにも3点提案させていただきます。

① 鹿児島市基幹相談支援センターが地域の中核として鹿児島市と一緒に運営会議や全体会議の事務局機能を持って頂きたい。

② 運営会議にあたるような会議に多角的な視点を加える目的で、専門部会の委員長、副委員長の立場の方をスーパーバイザーの役割として1人配置して頂きたい。

③ 現実的に実行できることとして、また運営会議にかわるものとして全体会議の後にコアメンバーが残って会議の振り返りやこれからの展開を官民ともに考える場を設けて頂きたい。次回会議の内容の打ち合わせや新たな議題、県の協議会に提出すべきなのではという意見も出てきやすいのでは。

⇒● 全体会議と部会の連携、部会の横の連携も大事だと考えています。先ほどの定例会からの困りごとをこの場で揉んで、市から回答するということが、自立支援協議会のいい形なのではと感じたところです。自立支援協議会が、地域の困りごと等を解決できるような場になるよう全体会議の運営の在り方、連携の工夫に取り組んで、今あるものを活用しながら考えていきたいと思っています。

⇒○ 会議に参加した以上、お伝えしたいこと、検討して頂きたいことがあるけれど、資料に追いつかない現状があるので、気軽に話ができ問題が解決できるような場になると今後の発展につながるかと思います。

⇒○ 障害特性が多様化していることを自治体の方にもっと知ってもらうとともに、一般に啓発をして欲しい。障害特性が多様化している中で、自立支援協議会だけでは解決していくのが難しいところもあると思います。

例えば、高齢化の中で一人でストマ、人工肛門などのケアができなくなった場合に手助けをしてもらわなければならないが、ケアの指導など病院の看護師さんが必要に応じて研修をしていただいておりますが、自治体の方でそのような研修会を開催して頂きたいです。専門部会で協議ができればよいと考えています。